

令和6年監公表第8号

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第7項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月9日

大府市監査委員 丸 山 修

大府市監査委員 外 園 茂

1 監査の種類

財務監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財務監査及び行政監査

企画政策部（企画広報戦略課）、市民協働部（協働推進課、いきいきプラザ）

(2) 財政援助団体等監査（公の施設の管理を行わせているもの）

特定非営利活動法人 愛知ネット（大府市民活動センター）

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務監査及び行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(2) 財政援助団体等監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 財務監査及び行政監査

実施期日 令和6年10月31日

実施範囲 令和5年度及び令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した事務

（ただし、令和5年度は、補助金及び交付金に関する事務に限る。）

実施項目 事務の執行

(2) 財政援助団体等監査

実施期日 令和6年10月31日

実施範囲 令和5年度及び令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した事務

実施項目 当該財政的援助等に係る事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点においては次の事項が認められる。

(1) 財務監査及び行政監査

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 財政援助団体等監査

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

- 6 是正又は改善が必要であると認める事項
なし